

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

平成23年11月11日

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8



取締役頭取 山浦 愛幸

平成23年11月11日(金)開催の当行取締役会において、第129期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第43条の規定にもとづき、平成23年9月30日の最終の株主名簿等に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | | |
|-------------------|---------------|----|
| 1. 中間配当金 | 1株につき | 3円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成23年12月9日(金) | |

以上

- ~~~~~
- ・ お振込をご指定の株主さまには、きたる12月9日付をもちましてご指定の口座へお振込の手続きをいたします。
 - ・ お振込のご指定のない株主さまには、12月8日に配当金領収証をお届出のご住所あてお送りする予定でございます。